

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人にデリバティブ取引（為替予約取引等を除く。）に係る契約を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該デリバティブ取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の六第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、「第四項」を「第五項」に、「利益の額又は損失の額に相当する金額」を「みなし決済損益額」に、「差額に相当する金額」を「為替換算差額」に改め、「計算した金額」の下に「（次項において「有効決済損益額」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 内国法人が、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行った場合において、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人又

は被現物出資法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）に当該デリバティブ取引等に係る契約を移転し、かつ、当該適格分割等により前項第一号に規定する資産若しくは負債（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。）の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。）を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは支払うこととなるとき（当該内国法人が当該適格分割等の前に当該デリバティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格分割等により同項第一号に規定する資産若しくは負債（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。）の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。）を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは支払うこととなるとき）は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に同項の規定により計算される当該デリバティブ取引等に係る有効決済損益額に相当する金額は、第六十一条の四第二項、前条第二項及び第六十一条の九第三項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

第六十一条の六第三項中「適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資（以下）に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人（以下）」に、「第一項に規定するデリバティブ取引等（以下この項において「デリバティブ取引等」という。）」を「デリバティブ取引等」に改め、「（同項）」の下に「又は前項」を加え、「から同項第一号」を「から第一項第一号」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより計算した金額」を「有効決済損益額」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項に規定するデリバティブ取引等とは、次に掲げる取引（第六十一条の八第二項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物外国為替契約等に基づくもの及び前条第一項に規定する財務省令で定める取引を除く。）をいう。

一 前条第一項に規定するデリバティブ取引

二 第六十一条の二第十九項（有価証券の空売りをした場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する有価証券の空売り並びに同条第二十項に規定する信用取引及び発行日取引

三 第六十一条の九第二項に規定する外貨建資産等を取得し、又は発生させる取引

第六十一条の七第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、「限る」の下に「。次項において同じ」を、「計算した金額」の下に「（次項において「ヘッジ対象有価証券評価差額」という。）」を加え、同条第三項中「政令で定めるところにより計算した金額」を「ヘッジ対象有価証券評価差額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「（前項）」を「（第一項又は前項）」に、「前項に」を「第一項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人が、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合において、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人又は被現物出資法人に当該デリバティブ取引等に係る契約を移転し、かつ、当該適格分割等により売買目的外有価証券（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとするものに限る。）を移転するとき（当該内国法人が当該適格分割等の前に当該デリバティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格分割等により売買目的外有価証券（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象

有価証券損失額を減少させようとしていたものに限る。)を移転するとき)は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該売買目的外有価証券に係るヘッジ対象有価証券評価差額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

第六十一条の八第三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第六十一条の九第一項第一号口中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第二項中「相当する金額」の下に「(次項において「為替換算差額」という。)」を加え、同条第三項中「前項の差額に相当する金額」を「第二項に規定する為替換算差額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。)により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に外貨建資産等(当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をすることとなるものに限る。以下この項において同じ。)を

移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該外貨建資産等に係る為替換算差額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の十第二項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「移転した」を「移転する」に改め、「計算される」の下に「当該先物外国為替契約等に係る」を加え、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める。

第六十一条の十一第一項中「他の内国法人のうち」を「他の内国法人」に、「同条に規定する完全支配関係を有するもの」を「完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）を有するものに限るものとし、」に改め、同項第一号中「設立され、かつ、当該内国法人が」を「設立された法人であり、かつ、」に改め、「継続して」の下に「当該内国法人と」を

加え、「の発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。第四号及び次項において同じ。）の全部を直接又は間接に保有している」を「との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第二号中「当該内国法人が」を削り、「法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条及び次条において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有している」を「当該内国法人と法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第三号中「当該内国法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人」を「当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある法人」に、「に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人」を「に当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人」に改め、「当該内国法人が」を削り、「当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合の当該法人」を「当該内国法人と当該他の法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合の当該他の法人」に改め、同項第四号中「又は完全子法人」の下に「を株式交換完全親法人とする適格株式交換」を加え、「適格株式交換を行い」を「行われ」に改め、「当該内国法人が」を削り、「継続して」の下に「当該内国法人と」を加え、「の発行済株式の全部を直接又は間接に保有している」を「との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第五号

中「合併類似適格分割型分割（合併に類する分割型分割として政令で定める分割のうち適格分割型分割に該当するものをいう。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）」、「当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人が」及び「当該合併類似適格分割型分割の日の前日」を削り、「発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該適格合併等に係る被合併法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人（以下この号において「被合併法人等」という。）との間に当該被合併法人等による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」又は間接に」を「との間に当該内国法人による完全支配関係を」に、「当該内国法人が当該」を「当該」に、「当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している」を「当該内国法人と当該法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第六号中「（当該内国法人が」を「（これらの買取りに係る株式が発行されていなかつたとするならば）」に、「取得済株式等（その発行済株式等のうち当該内国法人がこれらの買取りの直前に直接又は間接に保有していたものをいう。）の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該内国法人による完全支配関係を」に、「当該内国法人が

その「を」「その」に、「発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している」を「内国法人と当該法人との間に当該完全支配関係がある」に改め、同条第二項中「発行済株式又は発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係の判定」を「前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額」に、「前項」を「同項」に改める。

第六十一条の十二第一項中「第四条の二（連結納税義務者）に規定する」を削り、同項第一号中「発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する」を「当該連結親法人又は連結子法人による完全支配関係がある」に改め、同項第三号中「合併類似適格分割型分割」及び「当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は株式交換完全子法人が」を削り、「発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している」を「当該適格合併等に係る被合併法人又は株式交換完全子法人（以下この号において「被合併法人等」という。）との間に当該被合併法人等による完全支配関係があつた」に、「発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該連結親法人による完全支配関係を」に改め、同項第四号中「（当該連結親法人が」を「（これらの買取りに係る株式が発行されていなかつたとするならば」に、「取得済株式等（その発行済株式等のうち当該連結親法人がこれらの買取りの直前に直接又は間接に保有していたもの

をいう。)の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該連結親法人による完全支配関係を」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「発行済株式又は発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係の判定」を「前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額」に、「前項」を「同項」に改める。

第二編第一章第一節第五款第六目の目名を次のように改める。

第六目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益

第六十一条の十三の見出しを削り、同条第一項中「(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの期間内に自己を分割法人とする分割型分割を行つた連結法人又は当該期間内に自己を被合併法人とする適格合併(当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を合併法人とするものに限る。))を行つた連結子法人に限る。第三項までにおいて同じ。)が分割等前事業年度(当該分割型分割又は適格合併の日の前日の属する事業年度をいう。第三項までにおいて同じ。))において」を「(普通法人又は協同組合等に限る。))が」に、「連結法人(」

を「他の内国法人（」に、「連結完全支配関係があるものに限る。次項において同じ」を「完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る」に改め、「（適格事後設立により被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合及び株式又は出資をその発行をした法人に譲渡した場合を除く。）」を削り、「当該譲渡に」を「その譲渡に」に、「当該超える」を「その超える」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に、「当該分割等前事業年度」を「その譲渡した事業年度（その譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合には、次条第二項に規定する最後事業年度）」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき前項の規定の適用を受けた場合において、その譲渡を受けた法人（以下この条において「譲受法人」という。）において当該譲渡損益調整資産の譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他の政令で定める事由が生じたときは、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の各事業年度（当該譲渡利益額又は譲渡損失額につき次項又は第四項の規定の適用を受ける事業年度以後の事業年度を除く。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合（当該譲渡損益調整資産の適格合併に該当しない合併による合併法人への移転により同項の規定の適用を受けた場合を除く。）において、当該内国法人が当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなつたとき（次に掲げる事由に基因して完全支配関係を有しないこととなつた場合を除く。）は、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（その有しないこととなつた日の前日の属する事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除く。）は、当該内国法人の当該前日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 当該内国法人の適格合併（合併法人（法人を設立する適格合併にあつては、他の被合併法人のすべて。次号において同じ。）が当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）による解散

二 当該譲受法人の適格合併（合併法人が当該譲受法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）による解散

4 第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人又は前条第一項に規定する他の内国法人が第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度（以下この項において「連結開始直前事業年度」という。）又は前条第一項に規定する連結加入直前事業年度（以下この項において「連結加入直前事業年度」という。）以前の各事業年度において譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた法人である場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除く。以下この項において「譲渡損益調整額」という。）は、譲渡損益調整資産のうち譲渡損益調整額が少額であるものその他の政令で定めるものに係る譲渡損益調整額を除き、当該連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の十三第五項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場

合において、当該内国法人が適格合併（合併法人（法人を設立する適格合併にあつては、他の被合併法人のすべて）が当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）により解散したときは、当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該合併法人を当該譲渡利益額又は譲渡損失額につき同項の規定の適用を受けた法人とみなして、この条の規定を適用する。

6 内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合において、当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（法人を設立する適格合併、適格分割又は適格現物出資にあつては、他の被合併法人、他の分割法人又は他の現物出資法人のすべて）が当該譲受法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に当該譲渡損益調整資産を移転したときは、その移転した日以後に終了する当該内国法人の各事業年度においては、当該合併法人等を当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人とみなして、この条の規定を適用する。

7 適格合併に該当しない合併に係る被合併法人が当該合併による譲渡損益調整資産の移転につき第一項の規定の適用を受けた場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額に相当する金額は当該合併に係る合併法人の当該譲渡損益調整資産の取得価額に算入しないものとし、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡損失額に相当する金額は当該合併法人の当該譲渡損益調整資産の取得価額に算入するものとする。

第六十二条第一項中「第六十一条の二第三項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）」を「第二十四条第二項（配当等の額とみなす金額）」に改め、同条第二項中「又は分割型分割」、「又は分割承継法人」及び「又は分割前事業年度（分割法人の分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）」を削る。

第六十二条の二第一項中「又は適格分割型分割」、「又は分割承継法人」及び「又は分割前事業年度」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 内国法人が適格分割型分割により分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格分割型分割の直前の帳簿価額として政令で定める金額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の

所得の金額を計算する。

第六十二条の二第三項中「第一項（適格分割型分割に係る部分に限る。）」を「前項」に改め、「第二条第十二号の十一」の下に「（定義）」を加え、「当該」を「同項の」に改める。

第六十二条の五を次のように改める。

（現物分配による資産の譲渡）

第六十二条の五 内国法人が残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除く。次項において同じ。）により被現物分配法人その他の者にその有する資産の移転をするときは、当該被現物分配法人その他の者に当該移転をする資産の当該残余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 残余財産の全部の分配又は引渡しにより被現物分配法人その他の者に移転をする資産の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額

又は損金の額に算入する。

3 内国法人が適格現物分配により被現物分配法人にその有する資産の移転をしたときは、当該被現物分配法人に当該移転をした資産の当該適格現物分配の直前の帳簿価額（当該適格現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の時の帳簿価額）による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

4 内国法人が適格現物分配により資産の移転を受けたことにより生ずる収益の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

5 内国法人の残余財産の確定の日の属する事業年度に係る地方税法の規定による事業税の額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 被現物分配法人の資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
第六十二条の六第一項中「みなして、この法律の規定を適用する」を「みなす」に改める。

第六十二条の七第一項中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定資本関係（第五十七条第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する特定資本関係をいう。以下この条に

において同じ。）」を「支配関係」に、「又は被現物出資法人」を「被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「特定適格合併等（適格合併）」を「特定適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの）」に、「又は適格現物出資」を「適格現物出資又は適格現物分配」に、「第五十七条第五項」を「第五十七条第四項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」に、「の適格合併等」を「の適格組織再編成等」に、「場合において、当該特定資本関係が」を「場合（」に、「特定適格合併等の日」を「特定適格組織再編成等の日（当該特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に、「特定適格合併等事業年度」を「特定組織再編成事業年度」に、「以後に生じているときは」を「当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）には」に、「特定資本関係が生じた」を「内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に改め、同条第二項第一号中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「特定資本関係が生じた」を「内国法人との間に最後に支

配関係があることとなつた」に、「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に改め、同項第二号中「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に改め、同条第三項中「特定資本関係がある」を「支配関係がある」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「場合において、当該特定資本関係が」を「場合（」に、「以後に生じているとき」を「当該被合併法人等の設立の日又は当該他の被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該被合併法人等と当該他の被合併法人等との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。」に、「前項第一号」を「が当該内国法人と当該支配関係法人」とあるのは「が第三項に規定する被合併法人等と他の被合併法人等」と、前項第一号」に、「の特定資本関係法人」を「の支配関係法人」に、「当該特定資本関係法人」を「当該支配関係法人が当該内国法人」に改め、「当該被合併法人等」の下に「が当該他の被合併法人等」を加え、「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に、「他の被合併法人等から」を「次項に規定する他の被合併法人等から」に改め、同条第四項中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に改め、同条第五項及び第六項中「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第六十二条の八第一項中「」の取得価額」の下に「(第六十一条の十三第七項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用がある場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の取得価額。以下この項において同じ。)」を加え、同条第四項中「行う場合」の下に「又は当該内国法人の残余財産が確定した場合」を、「前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同条第六項第二号中「」を行う場合」の下に「若しくはその残余財産が確定した場合」を、「合併を行う場合」の下に「若しくは当該残余財産が確定した場合」を加え、同条第七項中「行う場合」の下に「又は当該内国法人の残余財産が確定した場合」を、「前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同条第九項中「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「適格現物出資又は適格事後設立(以下この条)」を「又は適格現物出資(以下この条)」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人(次項)」を「又は被現物出資法人(次項)」に改め、同項第二号中「適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同号イ中「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十項及び第十二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第六十二条の九第一項中「適格株式移転」の下に「並びに当該株式交換又は株式移転の直前に当該内国法人と当該株式交換に係る株式交換完全親法人又は当該株式移転に係る他の株式移転完全子法人との間に完全支配関係があつた場合における当該株式交換及び株式移転」を加える。

第六十三条第三項中「のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの」を削り、同条第五項中「当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「他の内国法人」に、「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）」を「（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」に改め、「又は第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）」を削り、同条第九項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十四条第三項中「適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第六十四条の三第二項中「内国法人が」を削り、「限る。」の「を」を「限る。」に、「」となつた「を」が存することとなつた」に、「その受託法人から」を「当該法人課税信託に係る受託法人は当該受益者に対し」に、「引継ぎを受けた」を「引継ぎをした」に、「当該内国法人」を「当該受託法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、同項の受益者が内国法人であるときは、当該受益者である内国法人は、同項の資産及び負債の同項に規定する帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十六条第二項中「(保険業法に規定する相互会社を除く。)」を削り、同条第六項を次のように改める。

6 内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時に次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一 保険業法に規定する相互会社(次号ロにおいて「相互会社」という。)

二 次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

ロ 相互会社(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)

ハ 第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(次号において「受託法人」という。)

## 三 受託法人

第六十七条第一項中「ものを除く。」をいう」を「ものにあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る。」をいい、清算中のものを除く」に改め、同条第三項第一号中「又は分割前事業年度」を削り、「の規定を適用しないで」を「に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「同項第一号に係る部分の金額」を「同項第一号に掲げる金額にあつては、第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額」に、「同条第二項」を「第二十六条第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十五条の二第一項（受贈益の益金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

第六十九条第五項中「適格現物出資又は適格事後設立（以下この項）を「又は適格現物出資（以下この項）」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「現物出資法人又は事後設立法人（」を「又は現

物出資法人（」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割、」を「適格分割又は」に改め、「又は適格事後設立」を削り、「この号」を「第七項まで」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人（次項及び第七項において「分割法人等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（次項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同条第七項中「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「分割前三年内事業年度又は」を削り、同条第八項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第七十条中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改める。

第七十一条第一項中、「連結子法人」を「及び連結子法人」に改め、「及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度」を削り、同項第一号中「支出すべき」を「その普通法人に帰せられる」に改める。

第七十二条第三項中「第七項及び第十一項」を「第六項及び第九項」に、「第六項」を「第四項」に改める。

第七十四条第一項中「（清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。）」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

第七十五条の二第一項中「当該各事業年度」の下に「（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）」を加える。

第八十条第一項中「当該内国法人の連結事業年度前の各事業年度、連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以